



税関は 2022 年に 150 周年を迎えます

報 道 発 表
(速 報)

令和 3 年 9 月 10 日
名 古 屋 税 関

上半期の輸入差止点数が過去最高約 8 万点※

(令和3年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

※上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成 23 年）、過去最高

名古屋税関は、令和 3 年上半期の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が 3 期連続 1,000 件超え、輸入差止点数は過去最高の約 8 万点※

- 輸入差止件数は 1,175 件（前年同期比 7.8%増）で、3 期連続 1,000 件を超えました。
- 輸入差止点数は 79,282 点（前年同期比約 2.3 倍）で、※上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成 23 年）、過去最高となりました。

仕出国（地域）別：輸入差止件数はベトナムが最多、輸入差止点数は中国が約 8 割

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、ベトナムが全体の 33.4%（392 件）を占め最多となり、次いでフィリピンが全体の 28.0%（329 件）でした。
- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の 26.8%（315 件）でしたが、輸入差止点数は全体の 80.2%（63,577 点）を占めました。

権利別：輸入差止件数・点数ともに、商標権侵害物品が引き続き最多

- 知的財産別では、輸入差止件数・点数ともに、商標権侵害物品が引き続き最多となりました。また、意匠権侵害物品の点数が大幅に増加しました。

品目別：「靴類」「身辺細貨類」「携帯電話及び付属品」「衣類」の輸入差止件数が増加
「家庭用雑貨」「時計類」「電気製品」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、「靴類」「身辺細貨類」が前年同期比約 1.5 倍、「携帯電話及び付属品」「衣類」が同約 1.4 倍に増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、食器類などの「家庭用雑貨」が前年同期比約 435 倍、「時計類」が同約 8.4 倍、イヤホンなどの「電気製品」が同約 7.5 倍と大幅に増加しました。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1 件の一般貨物又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

令和3年上半期の名古屋税関における 知的財産侵害物品の差止状況

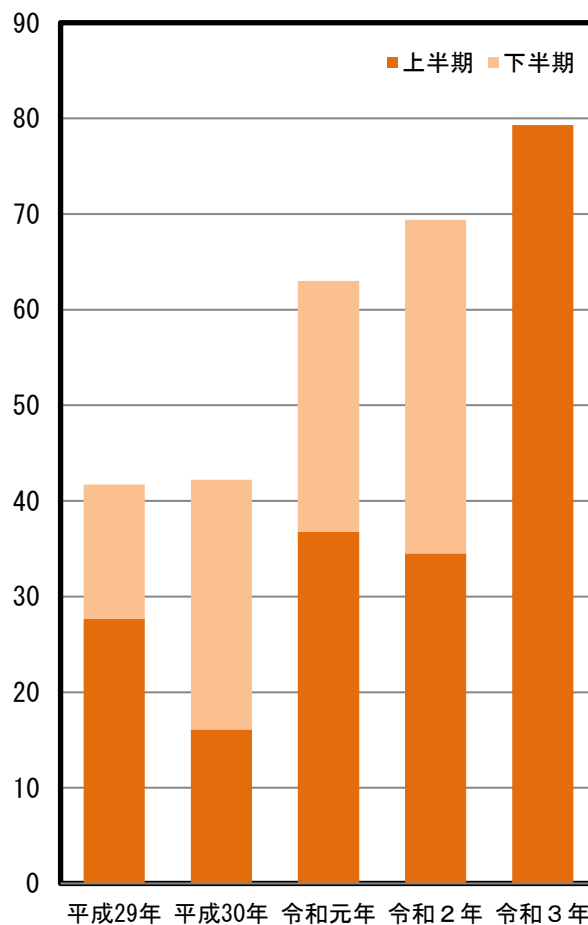
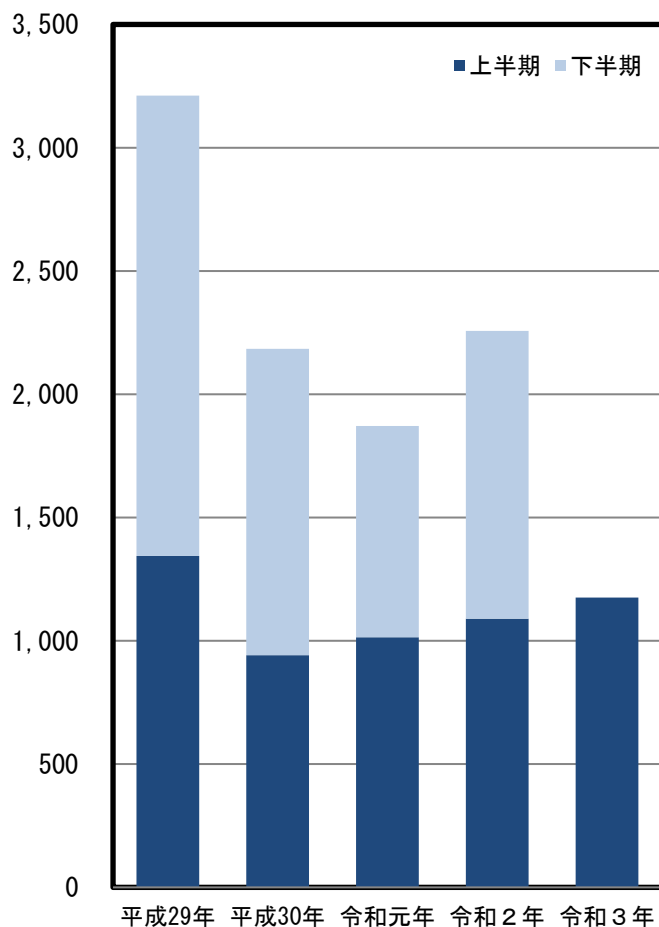
- 輸入差止件数は、1,175件で、前年同期比7.8%の増加となりました。
- 輸入差止点数は、79,282点で、前年同期比約2.3倍の増加となり、上半期の名古屋税関における知的侵害物品の差止状況発表開始以来（平成23年）、過去最高となりました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
 例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

■ 件数

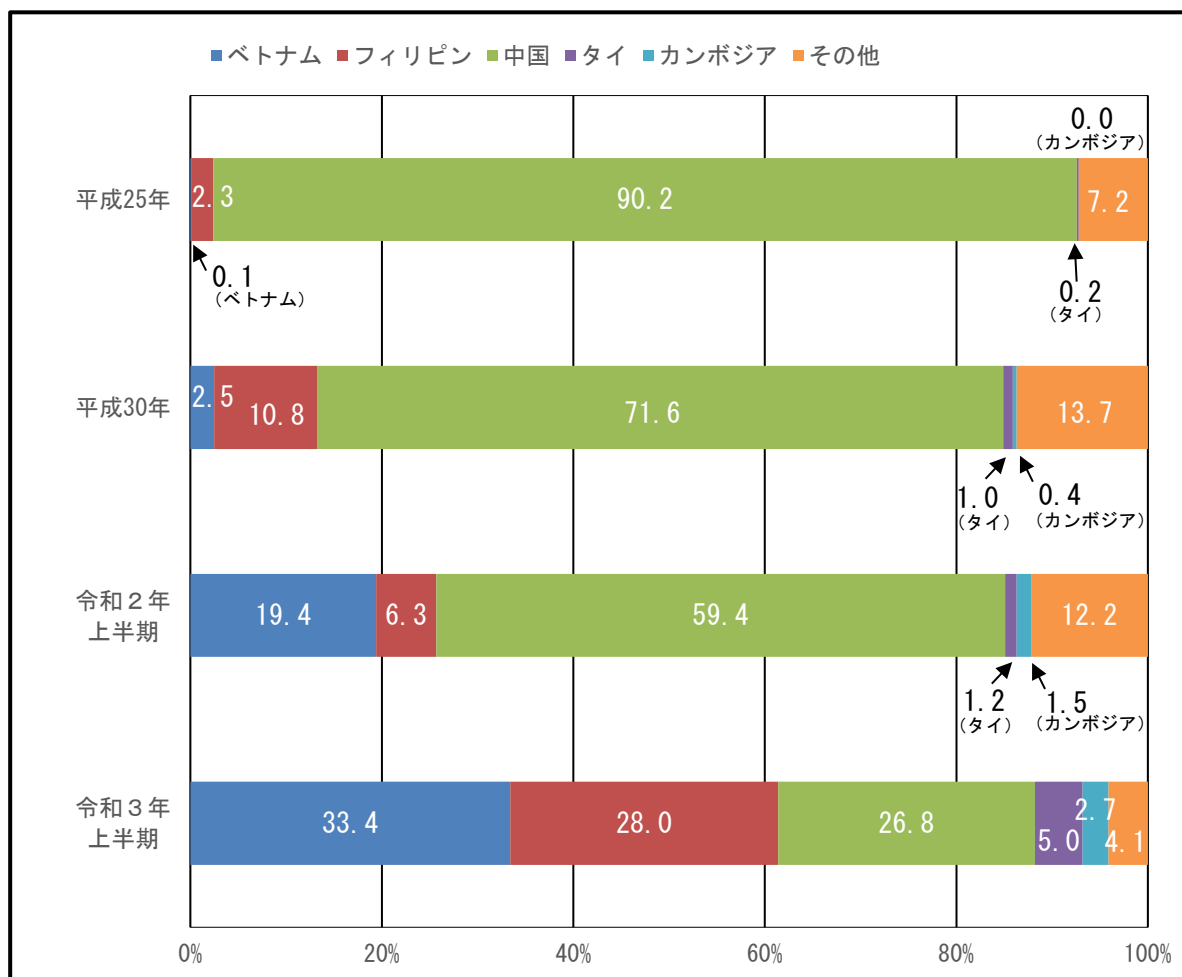
■ 点数（千点）



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、平成 17 年以降、中国が連続して首位でしたが、初めてベトナムが首位となりました。
ベトナムを仕出しとするものが 392 件（構成比 33.4%、前年同期比 85.8%増）と前年同期の実績（211 件）と比べると増加しました。次いでフィリピンが 329 件（同 28.0%、同約 4.8 倍）、中国が 315 件（同 26.8%、同 51.3%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 63,577 点（構成比 80.2%、前年同期比約 3.3 倍）と前年同期の実績（18,998 点）から大幅に増加しました。次いでフィリピンが 8,061 点（同 10.2%、同約 12.9 倍）、ベトナムが 5,479 点（同 6.9%、同約 2.4 倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



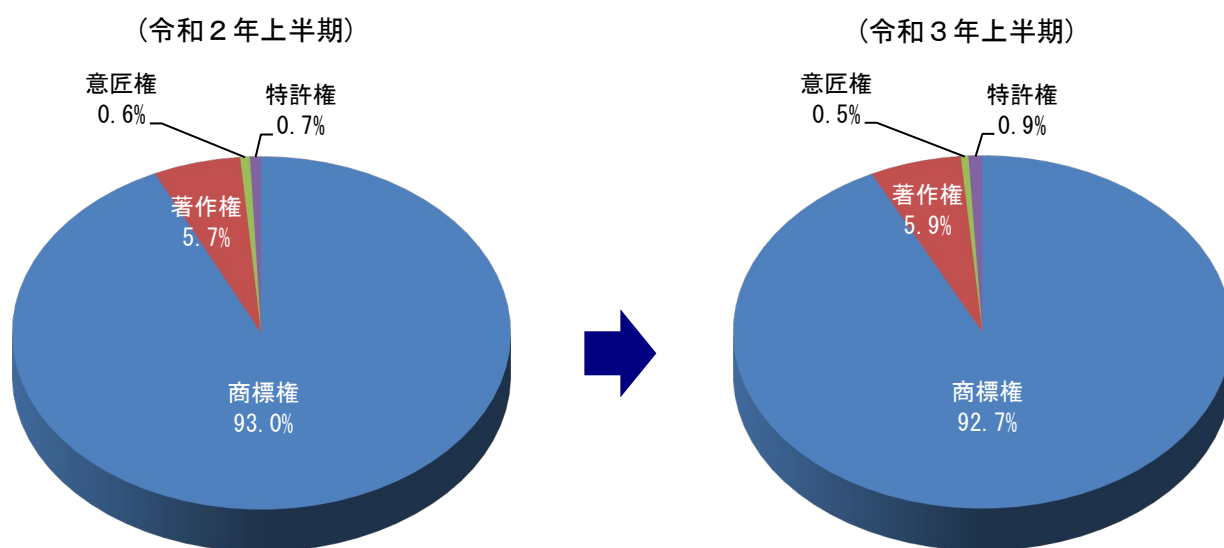
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

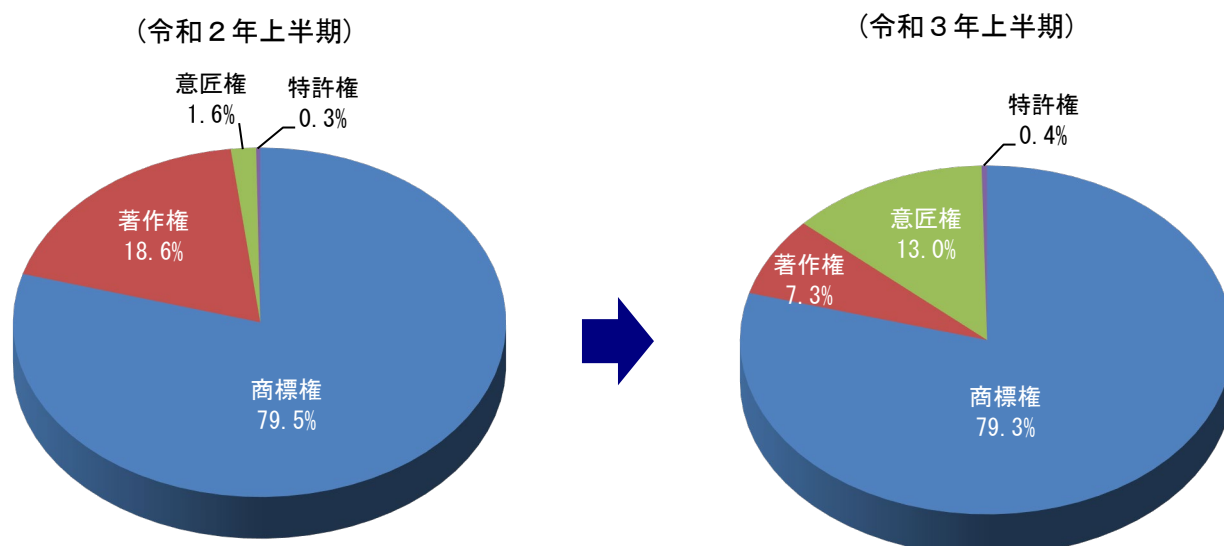
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,138 件（構成比 92.7%、前年同期比 10.3%増）で大半を占めています。
- 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 62,910 点（同 79.3%、同約 2.3 倍）となりました。

知的財産の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

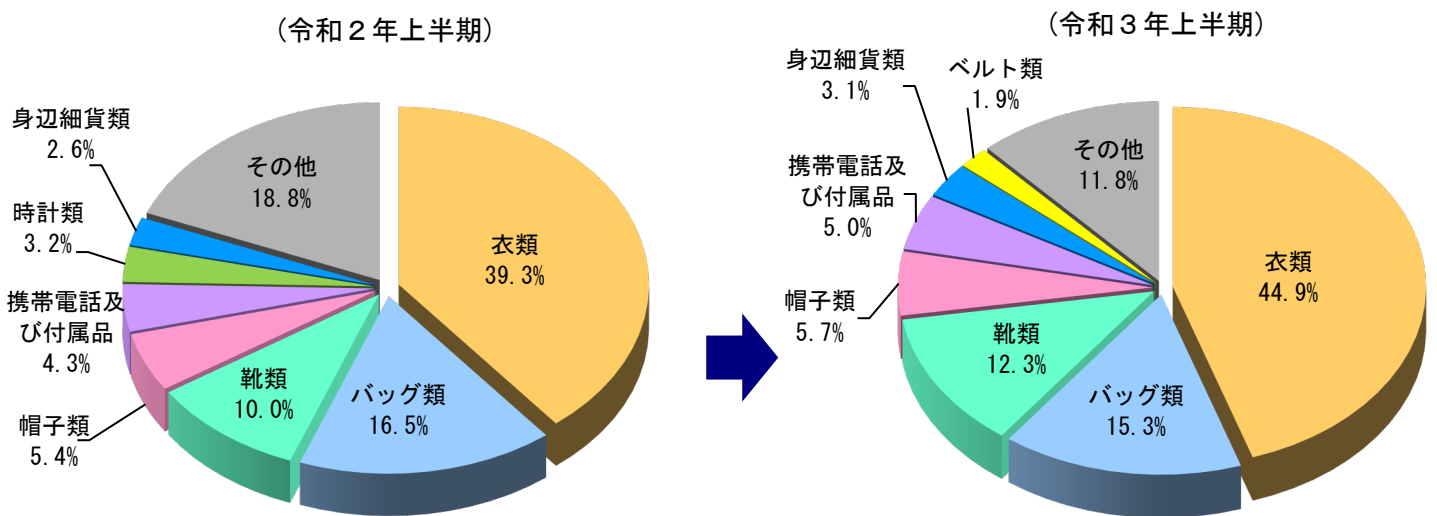


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

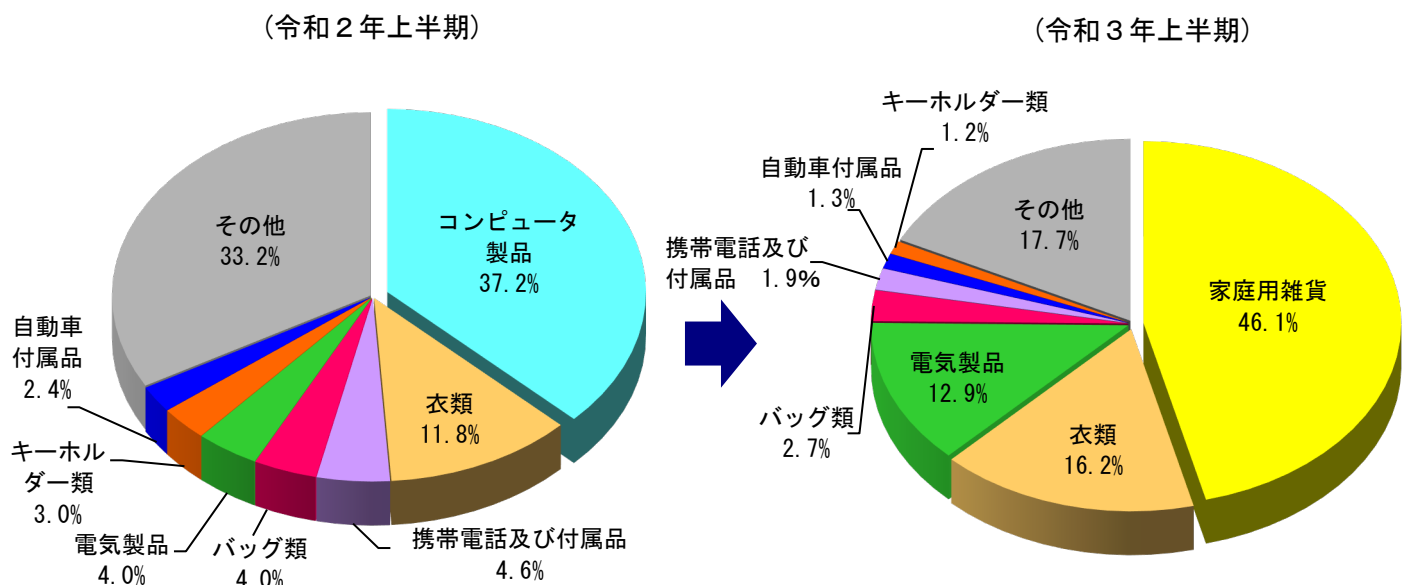
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が782件（構成比44.9%、前年同期比38.4%増）と最も多く、次いでバッグ類が266件（同15.3%、同12.2%増）、靴類が214件（同12.3%、同48.6%増）でした。
- 輸入差止点数は、家庭用雑貨が36,544点（構成比46.1%、前年同期比約435倍）と最も多く、次いで衣類が12,855点（同16.2%、同約3.2倍）、電気製品が10,228点（同12.9%、同約7.5倍）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）



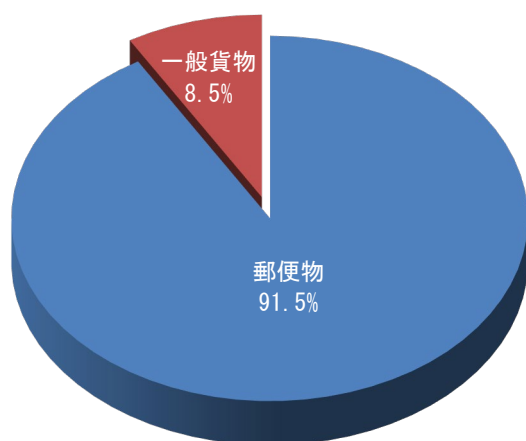
(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○輸送形態別輸入差止実績

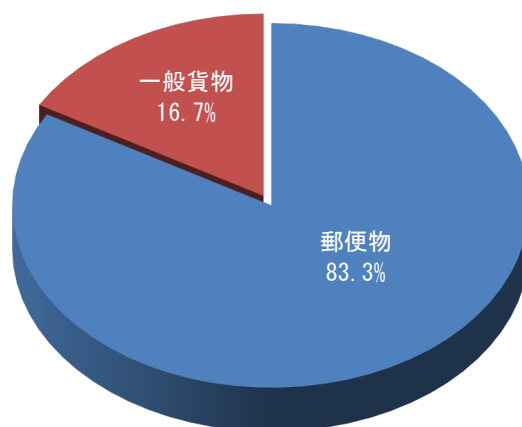
- 輸入差止件数は、郵便物が 979 件（構成比 83.3%、前年同期比 1.8%減）で大半を占めており、一般貨物は 196 件（同 16.7%、同約 2.1 倍）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 18,299 点（構成比 23.1%、前年同期比 8.2%減）、一般貨物が 60,983 点（同 76.9%、同約 4.2 倍）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（令和 2 年上半期）

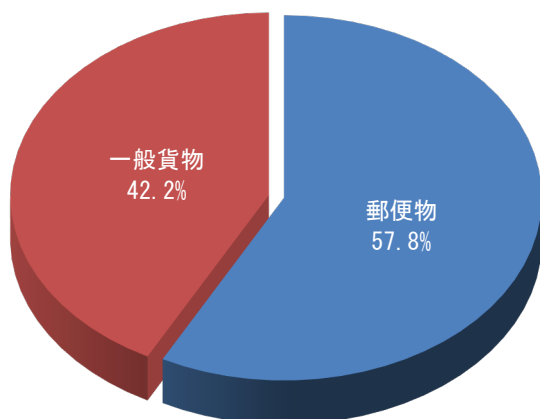


（令和 3 年上半期）

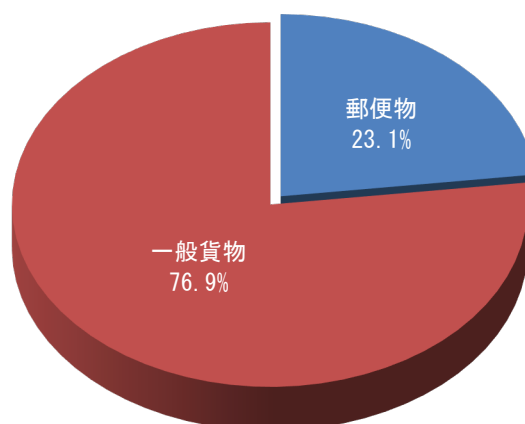


輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（令和 2 年上半期）



（令和 3 年上半期）



令和3年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	前年 同期比	構成比
ベトナム	54	153	657	211	392	185.8%	33.4%
フィリピン	236	247	295	69	329	476.8%	28.0%
中国	1,564	956	1,024	647	315	48.7%	26.8%
タイ	21	25	43	13	59	453.8%	5.0%
カンボジア	8	28	24	16	32	200.0%	2.7%
香港	70	101	73	51	11	21.6%	0.9%
シンガポール	9	8	11	2	10	500.0%	0.9%
インドネシア	24	5	20	3	8	266.7%	0.7%
台湾	13	14	6	4	4	100.0%	0.3%
イタリア	-	2	3	2	3	150.0%	0.3%
上記以外の国	185	333	101	72	12	16.7%	1.0%
合計	2,184	1,872	2,257	1,090	1,175	107.8%	100.0%

（注1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	26,628	49,589	40,990	18,998	63,577	334.7%	80.2%
フィリピン	2,162	2,873	6,044	627	8,061	1285.6%	10.2%
ベトナム	480	1,716	7,210	2,315	5,479	236.7%	6.9%
タイ	1,422	1,933	1,261	270	1,263	467.8%	1.6%
香港	4,339	3,274	1,222	846	204	24.1%	0.3%
カンボジア	44	133	145	77	188	244.2%	0.2%
シンガポール	2,705	38	186	15	161	1073.3%	0.2%
韓国	1,457	2,831	11,269	10,730	97	0.9%	0.1%
カナダ	2	-	-	-	81	全増	0.1%
インドネシア	167	66	365	14	46	328.6%	0.1%
上記以外の国	2,811	457	732	611	125	20.5%	0.2%
合計	42,217	62,910	69,424	34,503	79,282	229.8%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

		平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権		1	18	24	8	11	137.5%	0.9%
		70	544	1,559	93	285	306.5%	0.4%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		51	12	22	7	6	85.7%	0.5%
		11,100	3,352	4,665	568	10,293	1812.1%	13.0%
商標権		2,101	1,729	2,149	1,032	1,138	110.3%	92.7%
		26,383	49,206	49,821	27,421	62,910	229.4%	79.3%
著作権		75	149	138	63	73	115.9%	5.9%
		4,664	9,808	13,379	6,421	5,794	90.2%	7.3%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	0	0	0	0	0	—	—
	侵害品	0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限手段 無効化装置	0	0	0	0	0	—	—
合計		2,184	1,872	2,257	1,090	1,175	107.8%	100.0%
		42,217	62,910	69,424	34,503	79,282	229.8%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 2 年 上半期	令和 3 年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	833	762	1,356	565	782	138.4%	44.9%
バッグ類	459	557	482	237	266	112.2%	15.3%
靴類	288	246	358	144	214	148.6%	12.3%
帽子類	106	105	170	77	100	129.9%	5.7%
携帯電話及び付属品	144	118	136	62	87	140.3%	5.0%
身辺細貨類	65	63	87	37	54	145.9%	3.1%
ベルト類	42	34	68	30	33	110.0%	1.9%
時計類	108	95	58	46	31	67.4%	1.8%
キーホルダー類	25	38	36	17	21	123.5%	1.2%
玩具類	5	17	29	19	16	84.2%	0.9%
自動車付属品	36	43	46	31	15	48.4%	0.9%
眼鏡類及び付属品	12	17	23	12	14	116.7%	0.8%
電気製品	50	24	39	18	10	55.6%	0.6%
コンピュータ製品	101	12	37	25	8	32.0%	0.5%
布製品	67	41	21	11	8	72.7%	0.5%
上記以外の品目	312	277	226	108	82	75.9%	4.7%
合計	2,184	1,872	2,257	1,090	1,175	107.8%	100.0%

（注 1） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注 2） 1 事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注 3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 2 年 上半期	令和 3 年 上半期	前年 同期比	構成比
家庭用雑貨	5,685	600	527	84	36,544	43504.8%	46.1%
衣類	9,633	6,867	14,079	4,055	12,855	317.0%	16.2%
電気製品	4,357	6,609	3,464	1,365	10,228	749.3%	12.9%
バッグ類	3,181	2,275	2,373	1,368	2,164	158.2%	2.7%
携帯電話及び付属品	2,186	2,056	3,128	1,574	1,523	96.8%	1.9%
自動車付属品	1,227	916	1,060	816	1,051	128.8%	1.3%
キーホルダー類	170	4,112	1,226	1,045	922	88.2%	1.2%
時計類	662	567	114	91	767	842.9%	1.0%
靴類	489	598	961	414	765	184.8%	1.0%
コンピュータ製品	456	1,002	15,241	12,828	549	4.3%	0.7%
身近細貨類	1,901	497	2,055	604	507	83.9%	0.6%
帽子類	438	1,820	602	189	440	232.8%	0.6%
CD、DVD類	107	35	157	88	429	487.5%	0.5%
玩具類	347	83	495	374	282	75.4%	0.4%
紙製品	91	1,065	753	638	258	40.4%	0.3%
上記以外の品目	11,287	33,808	23,189	8,970	9,998	111.5%	12.6%
合計	42,217	62,910	69,424	34,503	79,282	229.8%	100.0%

（注1）点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	前年 同期比	構成比
郵便物	2,007	1,630	2,022	997	979	98.2%	83.3%
	18,342	26,290	42,518	19,931	18,299	91.8%	23.1%
一般貨物	177	242	235	93	196	210.8%	16.7%
	23,875	36,620	26,906	14,572	60,983	418.5%	76.9%
合計	2,184	1,872	2,257	1,090	1,175	107.8%	100.0%
	42,217	62,910	69,424	34,503	79,282	229.8%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

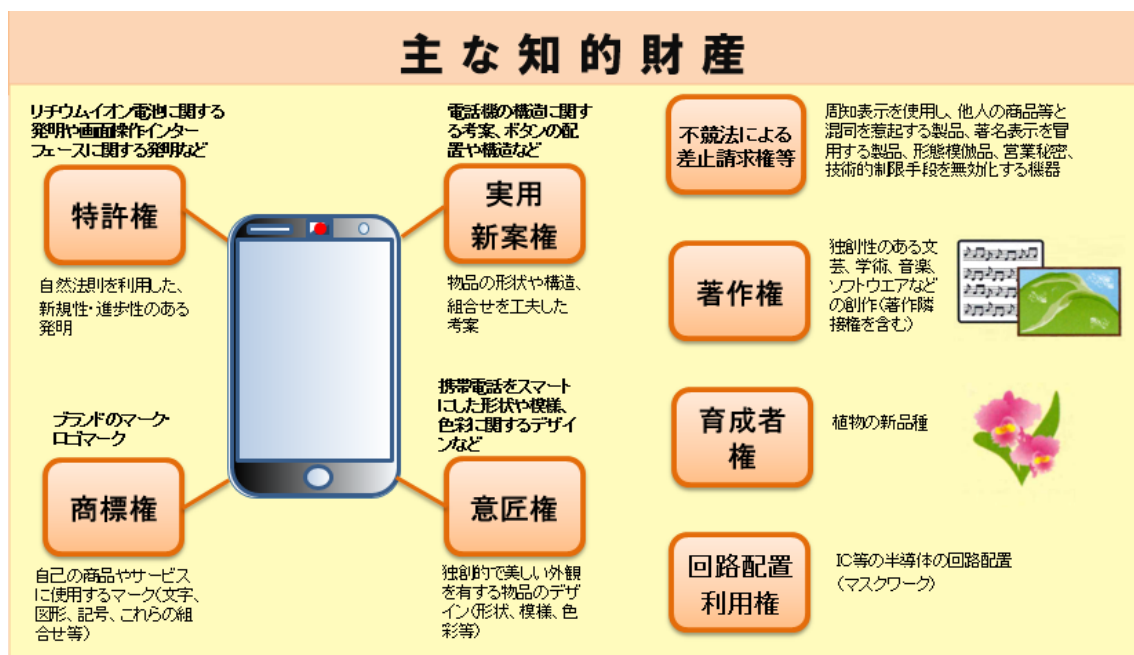
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。